

「保険金自動支払システム」で特許を取得

～ネット社会での迅速な保険金支払につなげるビジネスモデルを開発～

2009年1月7日

あいおい損害保険株式会社（社長：児玉正之）は、傷病者の症状等の診断情報から保険金自動支払の可否を判断し、支払対象とした場合に自動的に保険金を支払う「保険金自動支払システム」について、日本国特許を取得しました。これにより交通事故等の傷病者に対する保険金支払をより迅速に行うことができるようになります。

1. 保険金自動支払システム開発の背景

これまでは、保険金請求者または病院等が保険金受取に必要な保険金請求情報（傷病者の症状等の診断情報）を書面等で提出し、これに基づき保険会社の担当者が事象ごとに診療行為・内容の妥当性を判断して保険金の算出を行っていました。このため、診療費用や治療費用等の保険金支払までに1ヶ月以上かかることもあるなど、金額の大小に関わらず保険金の支払いに時間がかかる不都合が生じていました。

このため、短期間に適正な保険金を認定できるシステムを開発し、スムーズな保険金支払を実現することが課題となっていました。

2. 保険金自動支払システムの概要と効果

このシステムでは、保険金請求者または病院等が保険金受取に必要な保険金請求情報を直接パソコン等から入力することで、保険会社の担当者を介さず、その症状等の情報から保険金支払の可否を自動的に判断することができます。これにより、保険金請求者および保険会社双方の手続き事務が大幅に簡素化され、迅速かつ直接的に保険金振込を行なうことが可能となります。

当社では、迅速な支払によるサービス品質の向上と事務コスト軽減や損害サービス業務の標準化を目指して、この保険金自動支払システムを、今後、順次導入することを検討しています。

以上